

## 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の答申について

町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するために、2019年8月27日に「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会）」を設置しました。

調査審議は、2020年1月14日まで6回にわたって行われ、2020年1月24日に「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について」（以下「答申」として、教育委員会へ答申されました。答申の要旨は以下のとおりです。

### 1 答申の構成

- (1) はじめに
- (2) 第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について（1998年答申以降）
- (3) 第2章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
- (4) おわりに
- (5) 参考資料 ※要旨では参考資料の説明を省略します。

### 2 答申内容

#### (1) はじめに（主な記載事項） ※答申書1ページ参照

- ①1996年11月の町田市立学校適正規模適正配置等審議会（以下「審議会）」の設置から、1998年12月に答申（以下「1998年答申」）が出されるまでの経過
- ②1998年答申以降の学校統廃合および学校新設の経過
- ③環境変化を踏まえて、2019年8月に改めて審議会を設置し、諮問を受けるまでの経過
- ④諮問から答申までの審議経過

#### (2) 第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について（1998年答申以降） ※答申書2ページ参照

下記の6つの環境変化を審議会の共通認識として、調査審議が行われました。

- ①町田市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計について
- ②町田市立小・中学校施設の老朽化について
- ③子どもたちが社会から期待される資質・能力について
- ④教員の多忙化について
- ⑤通学区域緩和制度の導入と通学費補助金補助率の引き上げについて
- ⑥特別支援教育の環境整備について

#### (3) 第2章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について ※答申書15ページ参照

##### ①調査審議の視点

調査審議にあたって、下記の視点に立って調査審議を行った旨が答申されました。

ア 第1章で本審議会の共通認識となった環境変化のうち、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化を特に重要な環境変化として認識し、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、「町田の未来の子どもたち」の立場に立った調査審議を行うものとしたこと。

また、学校統廃合の議論についても、学校統廃合を目的とするのではなく、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って調査審議を行うものとしたこと。

イ 「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」結果を尊重して調査審議を行うものとしたこと。

## ②適正規模の基本的な考え方

町田の未来の子どもたちにより良い教育環境（望ましい教育環境）をつくるために必要となる学級数について調査審議し、下記のとおり答申されました。

ア 適正規模とは、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境（望ましい教育環境）をつくるために必要となる「（1 学年あたりの）望ましい学級数」であること。

イ 調査審議において小規模校のメリット<sup>\*1</sup>・デメリット<sup>\*2</sup>を議論した結果、小規模校のデメリットは、小規模校において解決していくことは困難であること。

ウ 未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために必要となる適正規模（1 学年あたりの望ましい学級数）を一定の期間維持するためには、その範囲（上限）に幅を持たせる必要があること。

エ 適正規模の範囲に幅を持たせるためには、大規模校のデメリット<sup>\*3</sup>について、必要な対策<sup>\*3</sup>を実施することで解決を図ることを前提とする必要があること。

### 適正規模（1 学年あたりの望ましい学級数）

①小学校 3 学級～4 学級（1 校あたり 18 学級～24 学級）

②中学校 4 学級～6 学級（1 校あたり 12 学級～18 学級）

ただし、児童・生徒数及び学級数の将来推計を行った際に、特定の地域において開発などの影響によって、適正規模となる1 学年あたりの望ましい学級数を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることのできるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備を検討するものとする。

#### ※1:小規模校のメリット

- ア 子どもたちの人間関係が深まりやすい
- イ 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい（少人数学級のメリット）

#### ※2:小規模校のデメリット

- ア 子どもたちの人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- イ 教員一人あたりの負担が重く、教員の若年化・多忙化している状況において課題が生じやすい
- ウ 多様な人々の多様な価値観の意見を聞いて自分の考えに活かす機会が少なくなりやすい

#### ※3:大規模校のデメリットとその対策

ア 学校施設環境（校庭・体育館・教室数等）

##### 【デメリット】

- a 学級数が増加することによって、面積が限られている校庭や体育館における授業や教室数が限られている理科室や図工室などの特別教室における授業の時間割を組むことが難しくなる
- b 児童・生徒数が増加することによって面積が限られている体育館で学校行事を行う際に児童・生徒が入り切らなくなる
- c 小学校の算数や中学校の英語・数学における習熟度別学習の導入や、特別支援教育の充実のような学校建設時に想定されていなかった教育活動の充実によって教室数が不足する

【対策】学級数、児童・生徒数に見合った運動場・体育館の広さ及び教室数の確保

イ 教員の組織体制におけるデメリット

##### 【デメリット】

- a 教員が把握すべき児童・生徒数が増加することによって、児童・生徒と向き合う時間が少なくなることや、教育活動に必要な支援人材が児童・生徒数に比例して確保できない場合に教育活動に困難な状況が生じること
- b 教員数が増加することによって、管理職などが若手教員のマネジメントや人材育成を行うために必要な時間が少なくなる

【対策】支援人材（例:スクールサポートスタッフ）の学校規模に比例した配置

## ③適正配置の基本的な考え方

学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置

を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要であることを確認したうえで、下記のとおり答申されました。

#### ア 通学時間及び通学距離について

- ①通学時間の許容範囲…おおむね30分程度を目安
- ②通学距離の許容範囲…徒歩でおおむね2km程度を目安
- ※①及び②いずれも町田市立小・中学校共通

ただし、住所に基づく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が2kmを超えて通学する児童・生徒については、通学時間がおおむね30分程度を目安として通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討及び実施する必要があること。

#### イ 安全な通学環境について

学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現する必要があること。

また、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携体制をさらに強化する必要があること。

#### ウ 地域社会との関係について

町田市立学校は、町内会・自治会をはじめとした様々な地域コミュニティに支えられながら運営していることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、原則として町区域に基づいて通学区域を区分しながら、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも配慮する必要があること。

#### エ 小・中学校区の整合について

義務教育期間である小・中学校9年間における子どもたちのより良い人間関係づくりや教育活動の連続性または一貫性を確保するために、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように小・中学校区の整合を図る必要があること。

#### オ 通学区域内における学校の位置について

町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から、学校統廃合を行う場合に学校の位置を決定するにあたっては、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」などを踏まえて決定する必要があること。

#### (4) おわりに（主な記載事項）※答申書27ページ参照

- ①1998年答申以降の特に重要な環境変化と、それを踏まえた調査審議の視点
- ②適正規模・適正配置の基本的な考え方のポイント
- ③審議過程の特徴的事項
- ④2020年度審議会に向けた調査審議の視点